

大人と青少年のふれあい事業開催

地域ぐるみの青少年健全育成を積極的に推進していくため、日高町青少年補導連絡協議会では、青少年と気軽にふれあう機会として、11月21日、日高中学校視聴覚教室において「大人と青少年のふれあいトーク日高2014」を開催しました。



トークでは、青少年側として日高中学校3年生68名、大人側として日高町の補導委員の北山賢一さん、交通指導員の北垣順一さん、更生保護女性会員の寺井陽子さんが参加し、活発な意見交換が行われました。

中学生からは、それぞれの委員さんに「何年ぐらい活動されていますか」「具体的にどんな仕事ですか」「この仕事をしていて良かったことや辛かったことはありますか」など、各委員さんの活動についての質問が投げ掛けられました。

また、各委員さんからは「学校での挨拶はどのように行っていますか」「ラインやスマホについてどう思いますか」「身近に悩みを話せる人がいますか」といった質問がなされ、生徒らは自分の考えをしっかりと発表していました。

国体通信

紀の国わかやま国体ホッケー競技会は、平成27年10月1日(木)から5日(月)の期間で紀美野町および日高町で開催されます！

そこで、注目選手を紹介いたします！

平成26年度から、日高中学校で保健体育の教師として赴任中の
打谷 美貴 先生



彼女は、教師として働かれる傍ら、和歌山ホッケークラブ(女子チーム)の一員として日々活躍されているアスリートでもあります。

紀の国わかやま国体でも、成年女子チームのメンバーとしての活躍が期待されます。



2015 紀の国 わかやま国体
第70回国民体育大会 躍動と歓喜、そして絆

2015 紀の国 わかやま大会
第15回全国障害者スポーツ大会 躍動と歓喜、そして絆

また、紀央館高等学校ホッケー部には、日高町から男子3人、女子4人の計7人の選手が所属しています。

紀の国わかやま国体の少年男子・少年女子の和歌山県選抜メンバーを目指し、日々クラブ活動に汗を流して頑張っています。

町民のみなさまのあたたかい応援をよろしく願います。

●日高町から紀央館高等学校ホッケー部に所属されているみなさん

男子 楠原無量君(2年生)、深海涼太君(2年生)、中村翔汰君(1年生)

女子 橋本亜蘭さん(2年生)、北垣未来さん(1年生)、玉置ころろさん(1年生)、吉田香澄さん(1年生)



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

要介護認定を受け た高齢者の「障害 者控除」について

介護保険制度で要介護認定を受けた、65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で『障害者控除』を受けるための認定書を交付します。

この認定書を添付することで、本人または、その扶養者が障害者控除または、特別障害者控除等を受けることができます。

※ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合には必要ありません。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

介護保険で よくある質問

【質問①】

介護保険料は、税の控除となりますか？

【答え①】

介護保険料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告書の社会保険料控除を記入

不審電話にご注意ください!!

近年、業種を問わず不審電話が多発しており、宅配便や公共料金の分野にまで及んでいるという情報が多く見受けられますが、特に高齢者の方を狙った不審電話が全国的に増加傾向にあります。

中でも、ATM(現金自動預払機)を使ってお金を振り込ませようとする事例が最も多くなっています。

被害に遭われた方の手口は以下のような内容です。

する欄に1月から12月末までに納付された介護保険料額を記入してください。特別徴収で納付した保険料が社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

【質問②】

納めた保険料の年額がわからないのですが。

【答え②】

健康推進課へお申し出があれば、1月から12月末までの1年間に納付いただきました介護保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。事務処理の都合により、納付証明書の発行は1月下旬からとなりますので、ご了承ください。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

電話で、『医療費や保険料の還付金がある』と言ったり、『還付通知書を送っているけど内容は確認してありますか?』と言ってくる。

携帯電話の番号やキャッシュカードの有無を聞かれ、『還付手続の期限が今日までだから急いで近くのATMのある(銀行・コンビニエンスストア・スーパー等)へ行ってください』と言葉巧みに誘導し、入金させる。

携帯電話を通じて、ATMの操作の指示があり、お金を振り込ませる。

役場職員や、後期高齢者医療広域連合の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話によりATMでの手続きをお願いするようなことは絶対にありません。

県内においても不審電話は発生しています。このような内容の電話がかかってきたら、手続きをする前に、健康推進課(☎63・3801)または和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・4288・6688)まで。

もしも被害に遭ってしまったら…必ずお近くの警察署へ被害届を出してください。